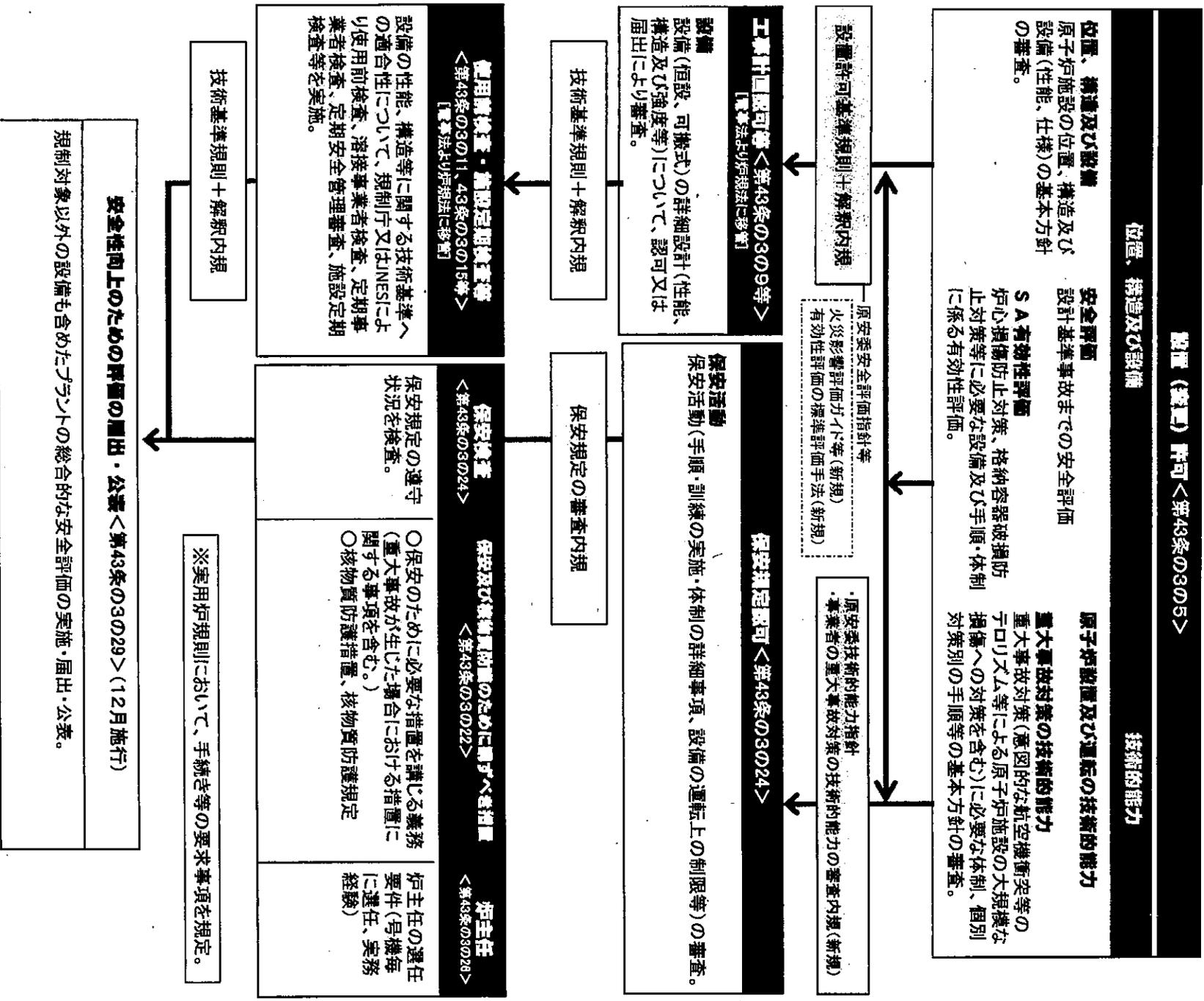


発電用原子炉施設に係る規制の体系について



<>内は、改正所規法の該当条番号

7月以降の検討課題について

平成25年4月4日

これまでの検討チーム会合における議論の中で、以下のような検討課題が明らかになっている。これらについては、7月の改正原子炉等規制法の施行後に検討することが必要。

(1) 重要度分類の見直し

・重要度分類指針

原子力発電所において用いられる構築物、系統及び機器の重要度分類について、福島第一原子力発電所事故の教訓や国際原子力機関（IAEA）ガイドでの重要度分類指針の策定などを踏まえた見直しを行う。

・耐震重要度分類

耐震設計上の重要度分類について、上記の重要度分類指針の見直しと併せた見直しを行う。

(2) 要求内容の継続的検討

・原子炉水位計

今回の福島第一原子力発電所事故において問題となった原子炉水位計について、技術開発等の状況も踏まえ、規制要求の検討を行う。

・逃し安全弁

シビアアクシデント時における減圧機能の信頼性を向上させるため、技術開発等の状況も踏まえ、逃し安全弁に対する規制要求の検討を行う。

・原子炉主任技術者

シビアアクシデント時の対応を含む原子炉主任技術者の役割を明確化するとともに、その役割を踏まえた必要な資格要件を検討する。

(3) 基準関連文書体系の見直し・体系化

・旧原子力安全委員会安全審査指針類の見直し

旧原子力安全委員会の安全審査指針類のうち、基準に関連する文書の体系化を図るとともに、最新の知見を取り入れた見直しを行う。

・規定の詳細さのバランス化

基準規則における要求事項については、規定の詳細さに粗密があるため、全体としてのバランスを整える。